

真岡市ふるさと寄附返礼品送付事業協力事業者募集要項

1. 目的

真岡市では、ふるさと納税制度により本市に寄附をいただいた方に対し感謝の気持ちを伝え、併せて真岡市の魅力や特産品をPRするため、市内産農作物等をお送りしております。

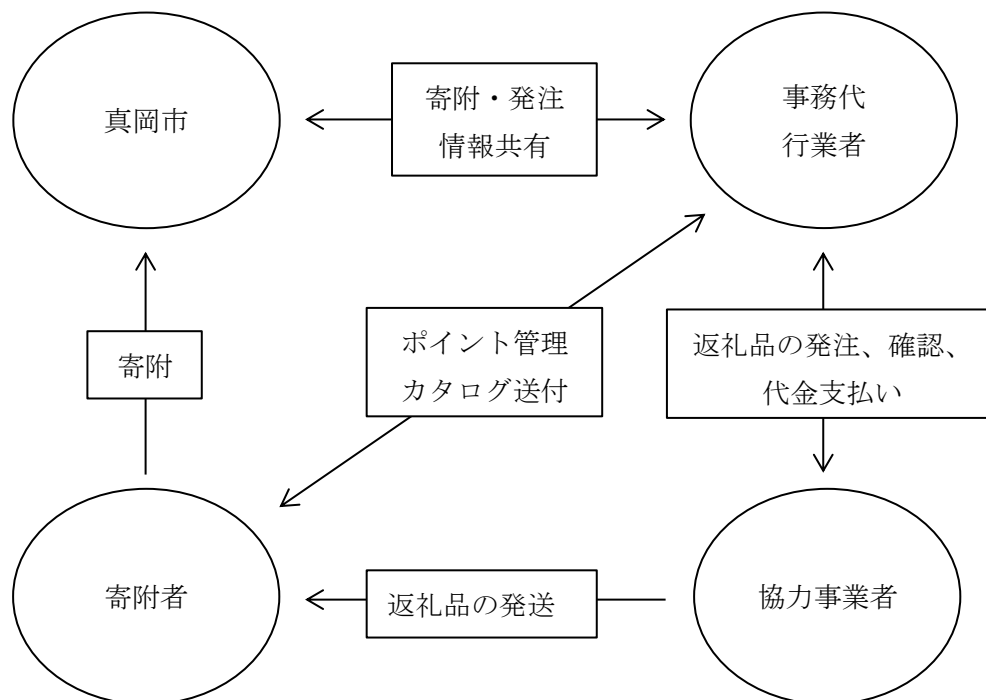
寄附の促進や地元特産品のPR・販売促進及び地元企業の活性化を図るため、寄附者にお礼として贈呈する商品やサービス(以下、「返礼品」という。)と、それを提供する事業者(以下、「協力事業者」という。)を募集します。

ふるさと納税とは

任意の地方公共団体に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分について、一定限度額まで、住民税や所得税が控除される制度です。

2. 事業の流れ

事業に係る販売促進、ポイント管理、返礼品に係る事務について、本市が別に提携する事業代行業者(JTB・さとふる)が代行します。



3. 協力業者のメリット

- (1)市が作成する Web サイト等に返礼品の画像、商品名、企業名などが掲載されます。
- (2)返礼品の発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

4. 募集する返礼品

下記の要件のいずれかに該当すること。

(1) 農水産物等

市内で生産されたもの。

(2) 加工品・製造品等

市内で加工・製造されたもの。または、市内で生産された農作物等を原料に加工・製造したもので、真岡市をPRしていると認められるもの。

(3) 宿泊・観光サービス

市内に住所がある宿泊・観光施設等のクーポン券等。

(4) その他の返礼品

真岡市をPRしていると認められるもの。

5. 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合すること。

(1) 本社(本店)、支社(支店)、営業所のいずれかを市内に有する事業者、農業法人等。ただし、上記4の(3)のクーポン券等の取扱い業者はこの限りではない。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

6. 申込み・手続きの流れ

(1)	「9. 申込み・問合せ先」までご連絡ください。 →事業者名・連絡先・取り扱い商品、等をお聞かせください。
↓	
(2)	返礼品の内容や協力事業者の要件などについて、市財政課と打ち合わせさせていただきます。
↓	
(3)	事務手続きについて、市と契約する事務代行業者より連絡させていただきます。その後は、事務代行業者と直接返礼品の登録や契約などの手続きを進めていただきます。
↓	
(4)	返礼品の登録が完了いたしましたら、順次返礼品としてポータルサイト「ふるさとチョイス」「さとふる」へ掲載します。

8. その他

(1) 個人情報の取扱いについて

協力事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「真岡市個人情報保護条例(平成11年真岡市条例第2号)」に基づき、返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品発送以外に利用することはできません。

なお、返礼品の発送に際しては、協力事業者作成のパンフレット等を同封することができます。

(2) 返礼品の送付・支払いについて

返礼品は、協力事業者から寄附者へ発送していただきます。返礼品発送後、事業代行業者から、納品された返礼品に対して、協力事業者への代金の支払いを行います。発送方法については事務代行業者で異なります。

9. 申込み・問合せ先

真岡市総合政策部秘書広報課シティプロモーション係

TEL:0285-81-6947/FAX:0285-83-5896/Email:furusato@city.moka.lg.jp